

# 外国 P E P s とは

外国 P E P s とは、外国の政府等において重要な地位を占める者（外国の国家元首等）とその地位にあった者、その家族等を指します。

## <外国 P E P s >

- ① 外国の元首及び過去外国元首であった者
- ② 外国政府等で重要な地位を占める者として以下に該当する者及び過去に当該地位であった者
  - ・我が国における内閣総理大臣その他国務大臣及び副大臣に相当する職
  - ・我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
  - ・我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
  - ・我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
  - ・我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
  - ・中央銀行の役員
  - ・予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員（我が国における沖縄振興開発金融公庫等の政府系金融機関等のような、外国において公共性と信用力を有する法人が想定される）
- ③ ①及び②の家族
- ④ ①～③が実質的支配者である法人

※ 外国 P E P s の対象には、国連等の国際機関（条約締結権を有するメンバー国間の正式な政治協定により設立された団体）、および日本国政府等において重要な公的地位を有する者は含まれません。

※ 退任後の経過期間の定めはありません。

## お取引に際しまして

▶2016年施行の改正犯収法（施行令第12条第3項）により、「外国 P E P s」に該当するお客様については、取引の都度「厳正な取引時確認」が求められるため、口座開設の際には「外国 P E P s」へ該当するか否かをご申告いただく必要があります。

▶口座開設後に「外国 P E P s」に該当することになった場合にも、ご申告をいただく必要があります。



金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第8号  
加入協会：日本証券業協会

本店営業部	TEL : 054-255-3330	浜松支店	TEL : 053-453-4191
掛川支店	TEL : 0537-22-3211	富士支店	TEL : 0545-66-5555
沼津支店	TEL : 055-927-1011	藤枝支店	TEL : 054-636-7555